

建設工事人材育成促進事業 Q&A
【社内教育コース】

令和2年4月1日版

1 制度全般について

Q1 この事業の目的は何ですか。

A1 建設労働者を雇用し、人材育成を図ろうとする事業者に対して、賃金の一部を補助することにより、若年の建設労働者を確保・育成しようとするものです。

Q2 問い合わせ先や受付窓口はどこですか。

A2 問い合わせ先及び受付窓口は、香川県土木部土木監理課です。問い合わせの際は、「建設工事人材育成促進事業 社内教育コース」担当までご連絡ください。

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

電話番号 087-832-3507 (直通)

Q3 「建設工事人材確保育成モデル事業」と「建設工事人材育成促進事業（社内教育コース）」の違いは何ですか。

A3 「建設工事人材育成促進事業（社内教育コース）」は、平成27年度まで行っていた「建設工事人材確保育成モデル事業」を前身として、前提条件等を見直し、新たな制度として創設しました。主な見直し内容は次のとおりです。

- ・「建設工事人材確保育成モデル事業」では、厚生労働省が所管する「建設労働者確保育成助成金」制度の受講を前提としていましたが、その要件を廃止し、人材育成期間の開始前に、県が職業能力開発大学校に委託して行う人材育成期間前の事前講習を受講することを前提としています。
- ・人材育成期間中の育成状況を「人材育成実施状況報告書」（様式第5号）に記載していただきます。

Q4 申請書類等の資料はどこで入手できますか。

A4 県ホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードできます。

Q5 申請書類はどのような方法で提出すればよいですか。

A5 申請書類の提出は、持参又は郵送となります。

持参の場合は、書類の受け取りのみを行い、その場での審査は行いません。

※申請書類は、郵便法の信書に該当します。対面で信書が受領でき、配達記録が残る簡易書留や一般書留、または、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。

Q6 受付は先着順とのことですが、受付期間の途中で受付が終了になることはありませんか。

A6 予算の範囲内での補助であるため、予算額に達した場合は、その日をもって受付を終了し、その日に受理された申請書を対象に抽選を行う場合があります。

なお、予算額に達した場合は受付期間の途中で受付けが終了となりますので、受付を終了する場合は、その旨を県ホームページでお知らせします。

2 補助の対象となる事業者について

Q7 補助対象の要件に「育成労働者に対して、建設工事に必要な技術等の習得に向けた人材育成を図ること。」とありますが、具体的にどのようなことをするのですか。

A7 補助を受けようとする事業者は、育成対象労働者に対する人材育成計画書を作成していただきます。人材育成期間中は、その人材育成計画書にそった育成を行っていただき、その内容を人材育成実施報告書に記録していただきます。

育成内容は、事業者によって異なると思いますが、育成対象労働者が建設工事に必要な知識や技能を習得することができるよう計画を立てて育成を行ってください。

3 補助の対象となる労働者（育成対象労働者）について

Q8 香川県に在住していますが、住民票は県外です。その場合は対象となりますか。

A8 県内に住民票のない方は原則として対象になりません。特別な事情がある場合は事前にご相談ください。

Q9 今年度、補助を受けた労働者が、来年度以降も育成対象労働者になることは可能ですか。

A9 育成対象労働者として県に申請できるのは年度を問わず一度までです。

事業主が変わったとしても、過去に育成対象労働者としている場合は、対象外になります。

Q10 「甲区分」、「乙区分」とは何ですか。

A10 建設工事人材育成促進事業（社内教育コース）は、1事業者あたり2名の育成対象労働者を申請することが出来ますが、より多くの事業者に当補助金制度を利用してもらうため、優先的に「甲区分」の育成対象労働者から交付決定をし、「甲区分」の人数が30名未満の場合に、「乙区分」から先着順で交付決定することとなります。なお、1名の申請のみの場合には、「甲区分」として申請してください。

4 訓練を担当する指導者（訓練担当指導者）について

Q11 訓練担当指導者は、育成対象労働者に付きっきりで指導をしなければならないのですか。

A11 付きっきりである必要はありません。訓練担当指導者は、育成対象労働者の訓練に総合的に関与し、育成対象労働者への技能の継承を図るよう努めてください。

Q12 訓練担当指導者は、10年の実務経験とは、自社での経験に限るのですか？
また、指導する業種での経験に限るのですか？

A12 社内、社外を問わず、10年の実務経験があれば訓練担当指導者となれます。
また、業種についても指導業種に限らず、複数業種で通算10年の経験があれば訓練担当指導者となることが出来ます。

5 補助の対象、補助金の交付額について

Q13 人材育成時間1時間あたり818円とのことですが、1日の勤務時間が7時間45分と端数の場合、端数時間の45分は交付の対象となりますか。

A13 1日の勤務時間に端数時間がある場合、勤務時間×日数でトータルの育成時間数を算出します。トータルの育成時間に端数時間がある場合は、端数時間は切り捨ててください。（例：7時間45分×61日＝472時間45分。この場合は端数切捨により、472時間となります。）なお、1日の育成時間は原則として8時間までです。

Q14 人材育成期間中の育成時間とは、通常の勤務時間とは別に設けるのですか。

A14 通常の勤務時間と分けて考える必要はありません。勤務時間を育成時間としてください。

ただし、正規の勤務時間を超える勤務時間を育成時間とすることはできません。

Q15 人材育成期間中に、厚生労働省が所管する人材開発支援助成金の対象となる講習を受けました。当該助成金の賃金助成を申請してもよいでしょうか。

A15 人材育成期間中であっても、他の助成金等を受けていただいても結構です。他の補助制度、助成制度を積極的に活用し、人材育成を図ってください。

ただし、他の賃金を対象とする補助金や助成金を受けることとなる時間については、県の賃金補助対象となる育成時間数からは除いていただくこととなりますのでご注意ください。

6 補助金の交付申請について

Q16 県に交付申請書を提出してから交付決定までに、どれくらいの期間がかかりますか。

A16 申請受付終了から2週間程度で交付決定を行います。ただし、申請書類に不備不足等がある場合は、交付決定が遅れることもありますので、ご注意ください。

7 人材育成計画について

Q17 人材育成計画はいつから始められますか。また、終期はいつまでにすれば良いですか。

A17 始期、終期ともに、人材育成計画は期毎に定められた人材育成期間内に設定してください。

Q18 人材育成計画を途中で変更することは可能ですか。その場合、どのような手続きが必要ですか。

A18 人材育成計画に変更があった場合は、速やかに変更申請書を提出する必要があります。ただし、変更内容が軽微である場合（補助金交付申請額の20%以内の減額）であれば、変更申請書の提出を省略することが可能です（『手続の手引き』P8参照）。

8 実績報告について

Q19 人材育成期間中に育成対象労働者が有給休暇を取得しました。休暇を取得した時間数は実績額に含むことができますか。

A19 育成対象労働者が有給休暇を取得した場合、その時間は育成時間となりません。実際に育成対象労働者が勤務していた時間を育成時間の実績として報告してください。

9 補助金の額の確定について

Q20 実績報告で報告した実績額よりも確定額が少ないのですが、なぜですか。

A20 申請者から提出された実績報告書や添付書類をもとに県で審査を行った結果、育成時間と認められない場合は、育成時間がその分少なくなるため、実績額よりも確定額が少なくなる場合があります。

10 補助金の請求・支払いについて

Q21 補助金の振込口座の名義人は、申請者以外でもかまいませんか。

A21 申請者以外の名義人の口座にお振込みはできません。口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

11 雇用継続確認の報告について

Q22 人材育成計画期間の終了日から1年後に雇用継続確認書を提出することとなっていますが、1年後に雇用が継続していない場合はどうなるのですか。

A22 雇用継続確認日前に育成対象労働者の雇用契約を解除した場合は、速やかに「雇用契約解除報告書（様式第14号）」を提出してください。なお、交付決定の取り消しとなった場合は、補助金を返還していただくこととなります。